

木更津市プロモーション動画制作事業業務委託 業務委託仕様書

1. 委託名

木更津市プロモーション動画制作事業業務委託

2. 目的

本業務は、本市の取り組みや魅力を市内外に効果的に発信していくことで、市民のまちへの愛着と誇りを醸成し、さらには、関係人口の創出・拡大、移住者の獲得などにつなげていくことを目的とする。

3. 履行の期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4. 履行場所

木更津市全域及び市が指定した場所

5. 業務内容

本事業の目的を達成するため、企画提案した内容をシティプロモーション課及び担当課と協議し、その意向を反映したうえで、以下の業務を行うものとする。

(1)市のプロモーション動画(以下の内容を踏まえて実施すること。)

イベント会場や招談会など多様なシーンで放映可能な、本市の魅力や特徴を PR するプロモーション動画の制作を行う。

ア. 動画の内容は、受託者が企画提案し、発注者と協議のうえ決定すること。

イ. 動画の尺は、フルサイズを 1 分から 3 分程度、ダイジェスト版を 30 秒程度にすること。

ウ. 動画の本数は、フルサイズ及びそのダイジェスト版を各1本制作すること。

エ. 本市が無期限に二次利用が可能な動画を制作すること。

オ. 動画で使用了素材の提供をすること。

(2)各課等の業務において市のプロモーションに繋がる動画

各課の業務において活用できる動画の制作を行う。

ア. 動画の内容は、受託者が企画提案し、発注者と協議のうえ決定すること。

イ. 動画の尺は、30 秒以上 90 秒以内とすること。

ウ. 動画は合計3本以上制作すること。

エ. 本市が無期限に二次利用が可能な動画を制作すること。

オ. 動画で使用了素材の提供をすること。

(3)ミーティングの開催と議事録の作成

ア. 本事業を実施するにあたり、受託者は本市と必要が生じた場合には、都度ミーティングを行う。

イ. 受託者は本業務の年間計画書を作成し、ミーティング時に進捗状況を報告する。なお、計画書は進捗状況に応じて都度修正を行うこと。

ウ. ミーティングを行った際の議事録は、受託者が作成し本市に提出すること。

6. 権利関係

木更津市プロモーション動画制作事業業務委託の履行に伴い生じた成果物における著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む)は、本市に帰属するものとする。また、受託者は、当該成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

7. 成果品

納品する成果品は以下のとおりとする。

(ア) 業務報告書:紙媒体(A4 版2部)及び電子データ

(イ) 議事録:電子データ

(ウ) 制作物一式:電子データ

8. その他

(ア) 仕様書に記載のない事項は、発注者と受託者が協議し決定の上、対応すること。

(イ) 仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、対応すること。